

## おきなわ型省エネ設備等普及事業補助金について（お知らせ）

沖縄県では、二酸化炭素の削減を図るため、観光関連施設等において省エネルギー設備等の導入の普及拡大に取り組むことを目的に「おきなわ型省エネ設備等普及事業」について、下記のとおり補助申請を募集します。

### < 事業概要 >

**目的** 二酸化炭素の削減を図るため、観光関連施設等において省エネルギー設備等の導入の普及拡大に取り組むこと

**実施主体** 沖縄県

**補助対象** 旅館業法第3条第1項に基づく知事の許可を受けた県内の施設（ホテル、旅館等）及び沖縄振興特別措置法第8条に規定する特定民間観光関連施設における総合的な環境対策

**環境対策の要件** 改修箇所の設備区分で10%以上、又は建物一棟のエネルギー消費量に対して5%以上の省エネルギー効果があること。

**補助率** （本島） 補助対象経費の3分の1 （離島） 補助対象経費の2分の1

**補助上限額及び下限額** 100万円以上 2,000万円以内

**事業期間** 令和2年度（令和3年2月末までに補助事業を完了すること）

**募集期間** 令和2年5月12日（火曜日）～令和2年7月17日（金曜日）

※ 事業の詳細については、沖縄県 環境再生課のホームページから公募要領をご確認ください。

[https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/saisei/20190807\\_okinawagata\\_eco.html](https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/saisei/20190807_okinawagata_eco.html)



### < お問い合わせ >

一般財団法人 沖縄県環境科学センター（県受託窓口）

「おきなわ型省エネ設備等普及事業」担当：さこだ 迫田・ふるいえ 古家

Tel : 098-875-5208

メール : syoene@okikanka.or.jp